

滋賀県公報

 令和 6 年
 (2024年)

 8 月 2 2 0 日

 第 5 3 9 号

 火 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

り 次

\circ	告	示		
都市計画事業	業の変更の)認可(下水道	腂)	1
内水面におり	ナる第5種	重共同漁業の免	許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可(水産課)	. 1
\circ	公	告		
林業種苗生產	奎事業者 請	購習会開催公告	(森林保全課)	2
大規模小売品	5舗の変見	更の届出の公告	(中小企業支援課)	2
指定管理者位	公募公告	(都市計画課、何	住宅課)	. 3
0	雑	報		
環境影響評価	Ⅲ事後調 ₫	・ 全報告書の縦覧	公告	4

告示

滋賀県告示第265号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和4年滋賀県告示第363号で認可した彦根長 浜都市計画下水道事業および長浜北部都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和6年8月20日に認可したので、同 条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年8月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施行者の名称 長浜市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画下水道事業および長浜北部都市計画下水道事業 長浜市公共 下水道
- 3 事業施行期間 昭和58年11月9日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 該当なし
 - ② 使用の部分 変更なし

滋賀県告示第266号

漁業法(昭和24年法律267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の 定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和6年8月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

奥永源寺漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 奥永源寺漁業協同組合 東近江市政所町1692-2
- 2 漁業権の免許番号 内共第7号
- 3 変更認可の内容

内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則表題を次のように改める。

奥永源寺漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、奥永源寺漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産

動植物(あゆ、にじます、あまご、いわなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則第8条第2項を次のように改める。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 (略)

- 2 遊漁料の納付は、奥永源寺漁業協同組合事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。
- 4 施行日 令和6年8月5日

公告

林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年8月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 講習会の日時および場所
- (1) 日時 令和6年9月11日(水)午前9時40分から午後5時15分まで
- ② 場所 滋賀県林業普及センター2階ミーティングルーム (野洲市北桜978-95)
- 2 講習内容および講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - ② 種苗の産地および系統に関する事項 2時間
 - ③ 種苗の生産技術に関する事項 2時間

なお、講習において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識 (全国山林種苗協同組合連合会 平成22年4月発行)」を使用するので、各自持参すること。

- 3 講習対象者 林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者
- 4 申込書配布 令和6年8月20日(火)から令和6年9月4日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および各森林整備事務所(高島支所を除く。)で配布する。
 - ※ 申込書は、県ホームページからダウンロードして入手することができます。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習会の開催日の7日前までに、林業種苗生産事業者講習会受講申込書に 必要事項を記載して、各森林整備事務所(高島支所を除く。)に申し込むこと。
- 6 申込み受付時間 午前9時から午後5時まで
- 7 受講手数料 14,000円

滋賀県収入証紙を申込書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受講手数料は、理由のいかんを 問わず返還しない。

- 8 講習会修了証明書の交付 講習会の課程を修了した者に対して、林業種苗生産事業者講習会修了証明書を交付する
- 9 連絡先 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 電話 077-528-3935

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年8月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡駅前南部店舗 近江八幡市鷹飼町字一本木223番3ほか7筆
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、 代表者の氏名
 - (1) 変更前 UDリテール株式会社 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 片桐三希成ほか2者
 - ② 変更後 UDリテール株式会社 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鈴木康介ほか2者

- 3 変更年月日 令和5年9月27日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和6年8月2日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8

- (2) 縦覧期間 令和6年8月20日から令和6年12月20日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和6年12月20日
 - ② 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(奥びわスポーツの森に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森に限る。以下「都市公園」という。)
 - (2) 所在地 長浜市早崎町
- 2 指定管理者が行う業務
 - (I) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に 関する業務
 - (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
 - ③ 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - ③ 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 令和6年9月30日(月)および令和6年10月1日(火)の午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和 6年10月1日(火)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
 - (2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281
- 6 募集要項の配布
 - (1) 配布期間 令和6年8月20日(火)から令和6年10月1日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 説明会 令和6年9月6日(金)午前10時から、滋賀県庁北新館5階5-D会議室(大津市京町四丁目1番1号) において説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営住宅について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県営住宅(41団地、156棟、2,866戸。以下「県営住宅」という。)
 - (2) 所在地 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、彦根市、長浜市および高島市の12市
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 入居者の募集、入居および退去の手続に関する業務
 - (2) 家賃等の収納に関する業務
 - ③ 入居者への指導および連絡に関する業務
 - (4) 県営住宅および共同施設の維持および修繕に関する業務
 - (5) 家賃等の滞納者等への指導および連絡に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が県営住宅および共同施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (I) 受付期間および受付方法 申請書類の提出は、持参または郵送とする。持参の場合は、令和6年9月30日(月) および令和6年10月1日(火)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和 6 年10月 1 日 (火) 午後 5 時必着とする。なお、電子メールおよび FAX での提出は認めない。

- (2) 受付場所 滋賀県庁新館 6 階 滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4234
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 令和6年8月20日(火)から令和6年10月1日(火)まで
- (2) 配布場所 滋賀県ホームページおよび5(2)に示す場所
- 7 説明会 令和6年8月28日(水)午前10時から、滋賀県庁北新館5階5-C会議室において説明会を行う。 その後、午後2時から県営住宅神領団地において、現地見学会を行う。(要:説明会参加申込)
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成25年滋賀県条例第41号)付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第2条の規定による改正前の第32条第2項の規定に基づき、クリーンセンター滋賀設置事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、同条例第2条の規定による改正前の第32条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

令和6年8月20日

- 1 公告する事業者 公益財団法人滋賀県環境事業公社
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月 大造 甲賀市甲賀町神645
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 クリーンセンター滋賀設置事業

- ② 種類 産業廃棄物管理型最終処分場
- (3) 規模 事業区域 23.64ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域 甲賀市甲賀町神
- 5 事後調査の実施期間 令和4年4月から令和5年3月まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)

滋賀県甲賀環境事務所(甲賀市水口町水口6200)

甲賀市市民環境部生活環境課(甲賀市水口町水口6053)

甲賀市甲賀地域市民センター (甲賀市甲賀町相模173-1)

甲賀市土山地域市民センター (甲賀市土山町北土山1715)

公益財団法人滋賀県環境事業公社(甲賀市甲賀町神645)

- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 令和6年8月20日から令和6年9月19日までの各縦覧場 所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀 電話 0748 -88-9191 担当 廣瀬

6	令和6年	(2024年)	8月20日	滋	賀	県	公	報	第 539 号